

## 今後の学校部活動の在り方について

## Ⅰ. 前回までの検討委員会における確認事項

熊本市教育振興基本計画の基本理念である「豊かな人生とよりよい社会を創造するために、自ら考え主体的に行動できる人を育む」や部活動の意義等を踏まえ、今後、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図っていく。

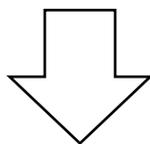
学校部活動は、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有している。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が難しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっている。

学校部活動には、上記のような教育的意義や課題がある。その中で、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動を充実するために、まずは、今後の学校部活動をどのように運営していくか検討する。

## 2. 前回までの議論を踏まえた基本方針

- I 子どもたちのスポーツ・文化芸術活動の充実を図る
- II 学校部活動の教育的意義や役割を保持する
- III 教職員や地域人材で指導を希望する者が指導する
- IV 教職員や地域人材で指導を行う者に適正な対価を支払う



### 【今後の検討課題】

- ・新たな合同部活動を設置し、選択肢を広げる機会を確保する
- ・練習計画等を自ら立てるなど生徒が主体となって活動する機会を設ける
- ・勝利至上主義のみにならない指導方針を整理する
- ・指導者の登録、派遣等の機能をもつ、部活動の人材バンクを設置する
- ・指導者の複数体制や研修等を充実する
- ・教職員を含めた希望して指導に当たる指導者への対価を支払う

### 3. 教職員の参加の在り方について

#### (1) 学校部活動について

今後の学校部活動の教職員参加の在り方については、以下の2案が考えられる。

	現行	案① (教職員として、 手当を支払う)	案② (部活動指導員として、報 酬を支払う)
運営主体	学校	学校	
活動の位置づけ	学校教育	学校教育	
教職員の立場	教職員	教職員	会計年度任用職員 (部活動指導員)
指揮命令権者	校長	校長	
教職員の兼職兼業	—	—	対象
教職員の手当等	特殊勤務手当 休日のみ	特殊勤務手当 平日・休日 ※条例改正要	報酬 平日・休日 ※要綱改正要

#### (2) 新たな地域クラブ活動について

学校部活動以外の教職員参加の在り方については、以下の2案が考えられる。

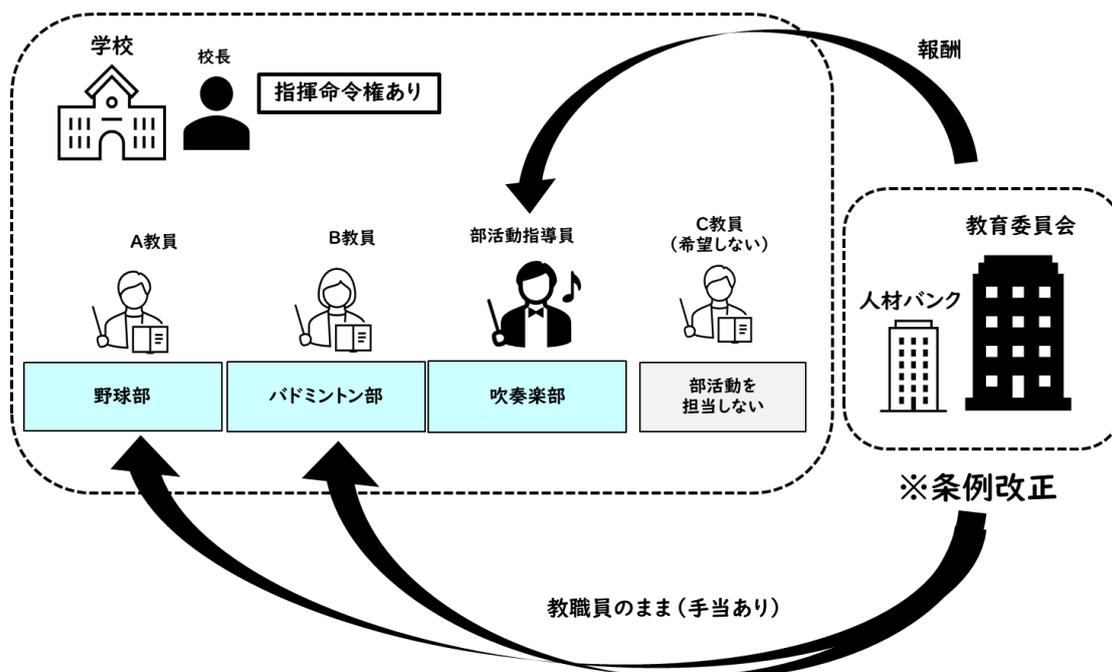
	現行	案③ 市営部活動(仮称) (市営の新たな地域クラブ活動)	案④ その他の 新たな地域クラブ活動
運営主体	学校	熊本市	任意団体
活動の位置づけ	学校教育	社会教育	
教職員の立場	教職員	非常勤職員	地域クラブ指導者
指揮命令権者	校長	担当部署の所属長	団体代表者
教職員の兼職兼業	—	対象	
教職員の手当等	特殊勤務手当 休日のみ	報酬	

### 案① 学校(教職員の立場:教職員)

教職員への特殊勤務手当を拡充し、平日にも支給する。

地域からの外部人材については、部活動指導員として指導を行う。

《イメージ図》



#### 【利点】

・現在の部活動の形を変更せずに、教育的意義等を残したまま継続が可能となる。

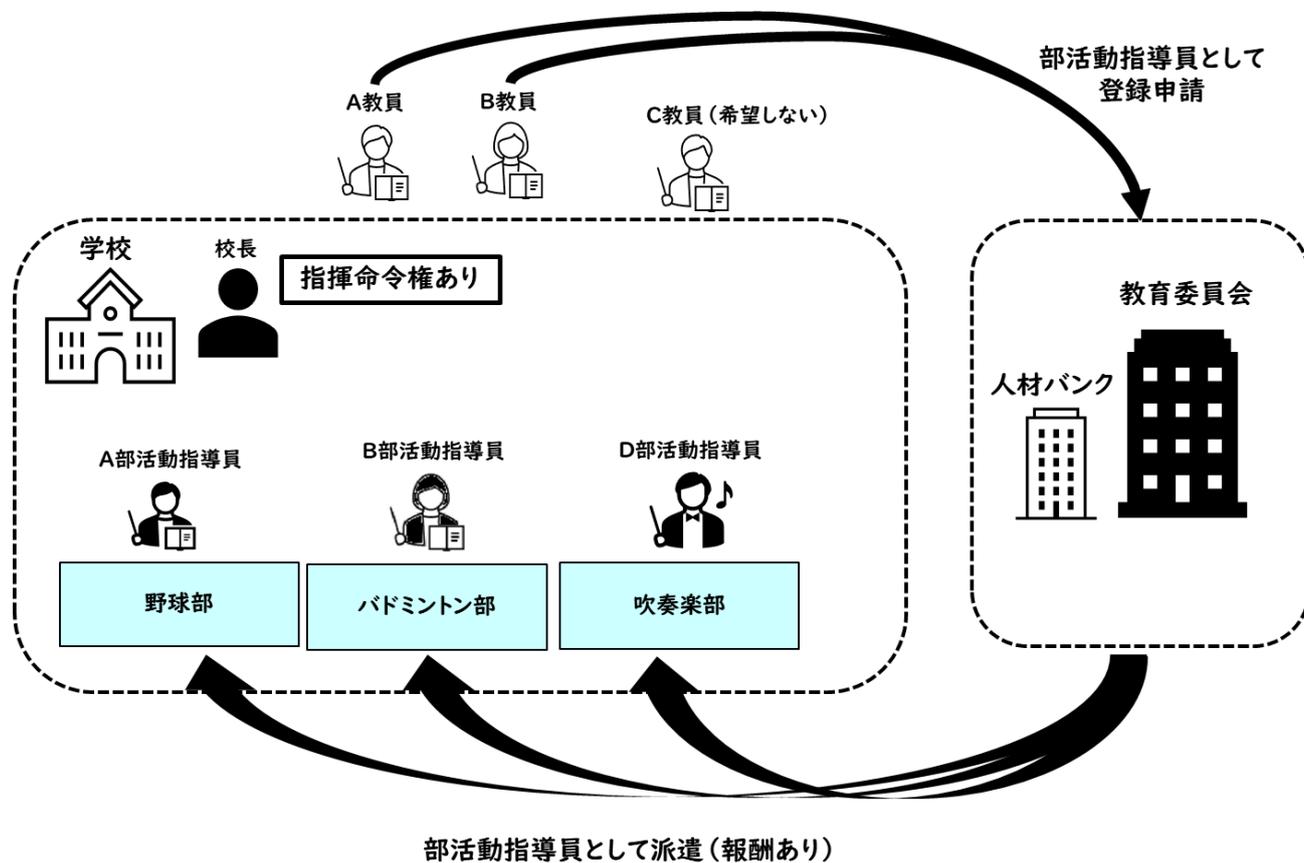
#### 【課題】

- ・手当の予算確保が必要。予算については国の補助がない。
- ・他の業務(教材研究や生徒指導など時間外に行われる他の学校の業務)には手当がないため、教職員間での不公平感が懸念される。
- ・自校で指導を行う場合や他校で指導を行う場合(合同部活動など)、または居住区近くで指導を行う場合等の制度設計が必要。
- ・部活動に関する業務内容の整理が必要。

## 案② 学校(教職員の立場:部活動指導員)

希望する教職員を部活動指導員として任用し、報酬を支給する。

《イメージ図》



### 【利点】

- ・現在の部活動の形をほぼ変更せずに、教育的意義等を残したまま継続が可能となる。
- ・現状の部活動指導員には国庫補助がある。(1/3 補助)  
※国は教職員が部活動指導員を兼ねることを基本的に想定しておらず、補助予算の上限もあるため、全員分に国庫補助があてられるかは不明。

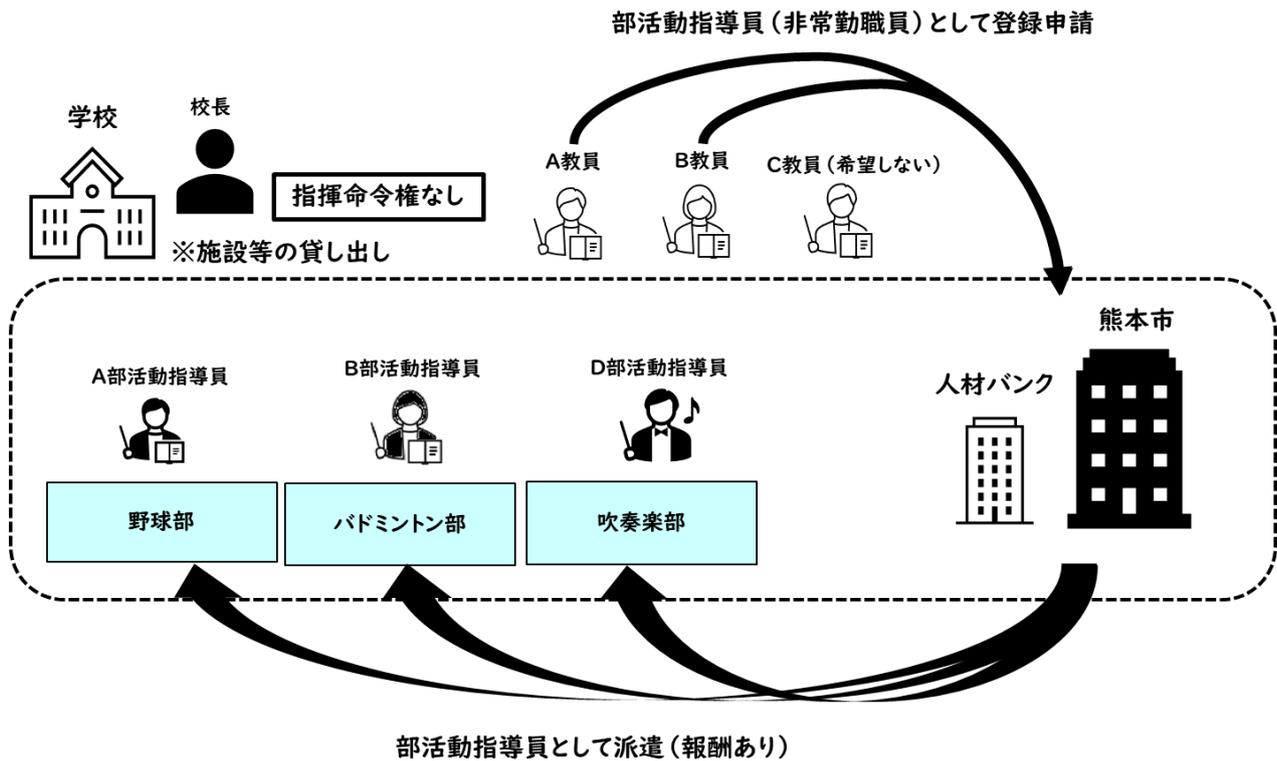
### 【課題】

- ・法的に兼職兼業や報酬を支払うことに整理が必要となる。(8.参考資料参照)
- ・自校で指導を行う場合や他校で指導を行う場合(拠点式合同部活動など)、または居住区近くで指導を行う場合等の制度設計が必要。
- ・報酬の予算確保が必要。

### 案③ 熊本市

運営主体が自治体となることで、教職員への兼職兼業で指導費の支払いが可能となる。

《イメージ図》

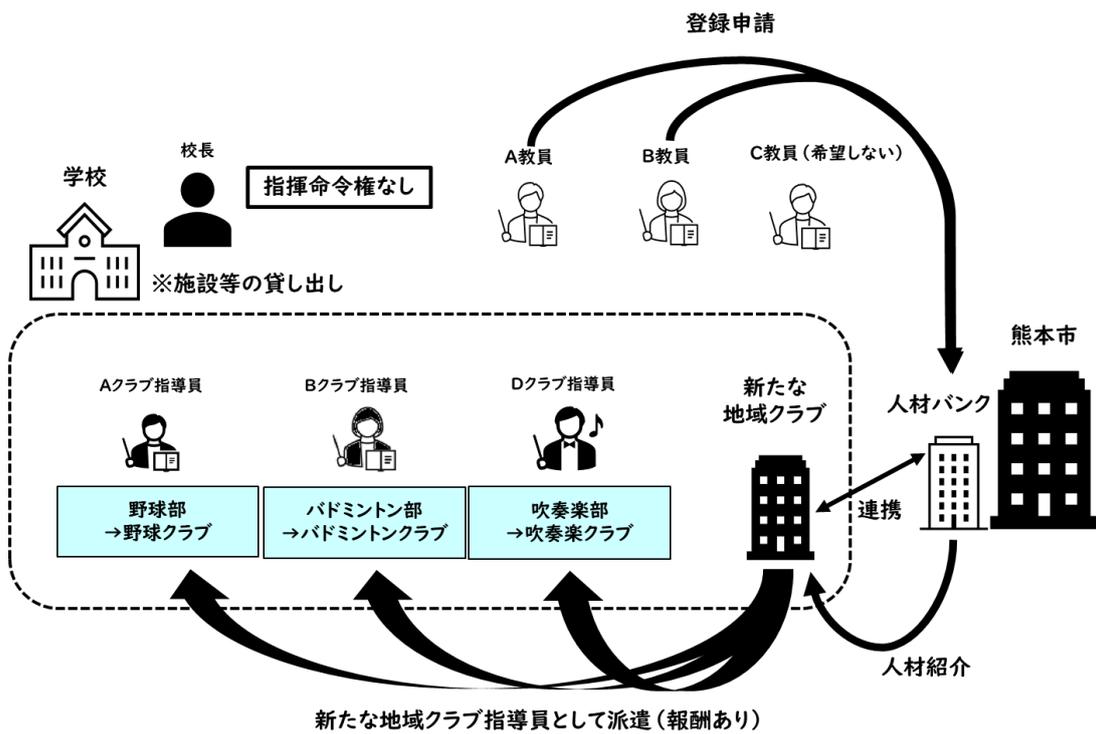


#### 案④ 任意団体

運営主体を任意団体とし、教職員への兼職兼業で指導費の支払いが可能となる。

ただし地域にすべてを移行するのではなく、自治体と連携した新しい団体などを創設する。

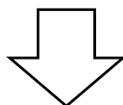
《イメージ図》



#### 4. 人材バンクの設置について

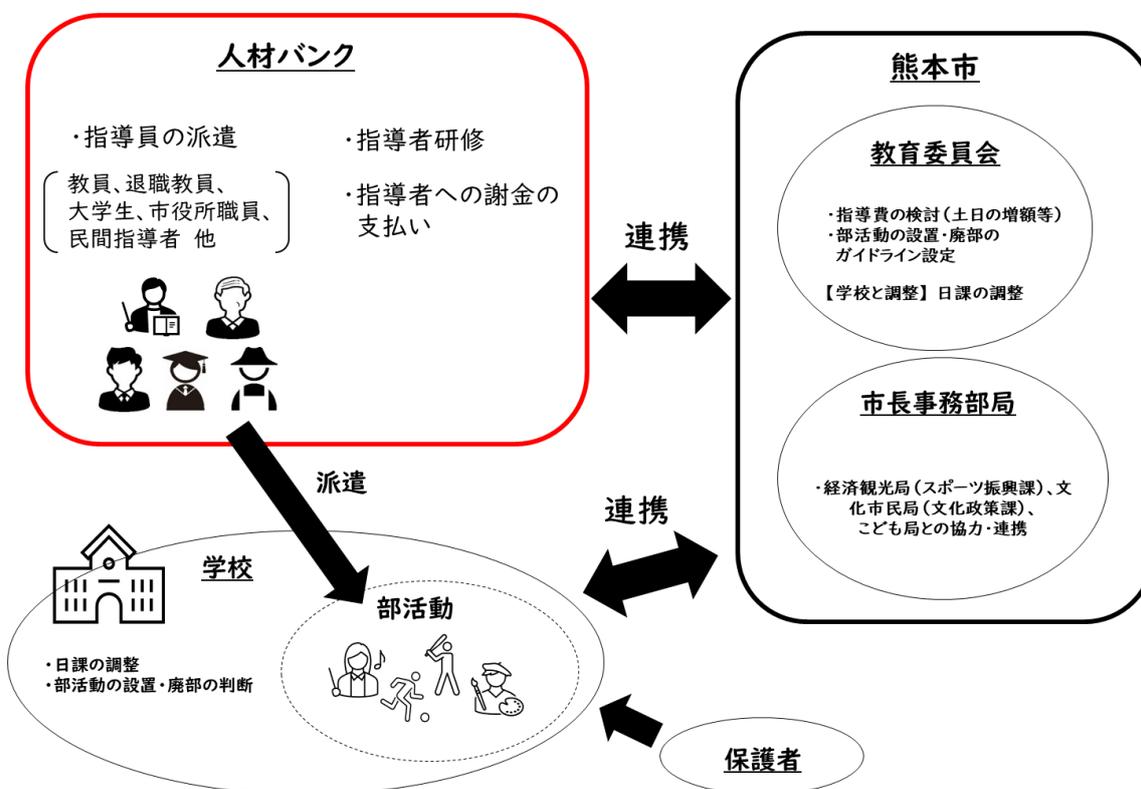
(1) これまでの議論を踏まえた指導者の質・量の確保について

- ・専門性や資質を有する指導者を確保・育成していく必要がある。また、特に心身の発達の上にある生徒を指導する者には、生徒の安全の確保や暴言・体罰などの行為の根絶が強く求められる。
- ・教員だけでなく、退職教員、市役所や県庁の職員、地元企業の職員等、幅広く指導者の募集を行う必要がある。また、熊本市内には、複数の大学があることから、学生の協力が得られるよう連携を図っていく必要がある。



指導者の登録、派遣等の機能をもつ人材バンクを設置

《イメージ図》



## 5. 新たな合同部活動について

### (1) 方向性

部活動の「学びの場」としての教育的意義に鑑み、持続可能な部活動運営を行うため、複数校による部活動の合同実施を促進する。

- 少人数の部活動の活性化、学校に活動がない状況の改善
- 生徒同士、生徒と指導者等との多様な交流の場の確保
- 部活動に携わる教員の負担軽減

### (2) 新たな合同部活動について

#### ア:概要

- 原則、すべての中学校で合同部活動のためのペアリングを検討
  - ※条件が整えば3校以上での合同部活動の実施も可とする
- ペアが成立した中学校の部活動については、平日を含め、練習を合同で実施
- ペアが成立しなかった中学校については、団体競技等の公式大会等への参加機会を確保するため、土日中心の合同部活動の実施を検討
- 活動場所は主に学校を想定
- 活動時間は現行に近い形を想定し、指導者の状況によっては夜間もありうる
- 中学校版の総合運動部・文化部の設置も検討

#### イ:ペアリングの条件

- 熊本市内42校の中学校を対象
- ペアリングにより人数が多くなりすぎると、生徒の十分な活動内容を確保できなくなる可能性があるため、単独で部員数が一定規模を超える中学校を除く
- 移動にかかる生徒の負担を減らすため、中学校間が直線距離で3km以内を目安としてペアリング
- 実施にあたっては、専門的指導者の配置として、優先的に部活動指導員の配置を検討

#### ウ:ペアリング後の活動

##### 【成立した中学校】

- ペアとなった中学校間で、部活動ごとに部員が移動し、合同で練習を実施
  - ※自転車移動を基本とする。
- 文化部活動については、可能な範囲でオンラインでの活動を併用して実施

##### 【成立しなかった中学校】

- 移動の課題があるため、土日を中心に合同で練習を実施  
(学校単位ではなく個別の部活動単位で合同実施)

《実践例》

種別	活動場所	A中学校	B中学校
運動部	グラウンド	野球部	野球部
		男子ソフトテニス部	男子ソフトテニス部
		女子ソフトテニス部	
		サッカー部	サッカー部
	体育館 武道場	女子バレー部	女子バレー部
		女子バスケ部	女子バスケ部
		男子バスケ部	男子バスケ部
		バドミントン部	バドミントン部
			卓球部
文化部	教室等	吹奏楽部(多)	吹奏楽部(多)
		美術部	美術部

種別	活動場所	A中学校	B中学校
運動部	グラウンド	野球部 ←	
			→ 男子ソフトテニス部
		女子ソフトテニス部 ←	
			→ サッカー部
	体育館 武道場	女子バレー部 ←	
		女子バスケ部 ←	
		男子バスケ部 ←	
			→ バドミントン部
			→ 卓球部
文化部	教室等	吹奏楽部	吹奏楽部
			→ 美術部

<b>部活動数</b>	<b>10</b>	<b>10</b>
-------------	-----------	-----------

<b>部活動数</b>	<b>12</b>
-------------	-----------

※部員数の多い吹奏楽部は、それぞれの学校で単一部活動として活動。

※現状においては1校のみにある女子ソフトテニス部、卓球部は、A、B両校から入部が可能。

【利点】

- ・子どもたちにとって在籍中学校にない部活動への参加が可能となり選択肢の拡充
- ・部活動数としては2校で20部→12部に4割削減。
- ・部員不足の課題が解消、軽減される
- ・部活動数の減少に伴い、必要な指導者数も減少する。
- ・活動場所の調整を行い、活動時間を確保しやすい。

【課題】

- ・ペアが成立した中学校においても、現状として、人数が多いなど合同部活動の必要性が低い種目がある。(単一部活動として残し、合同部活動と混在してもよいシステムの構築も検討。)
- ・単独で部員数が一定規模を超えるペアリングを行わない中学校においても、部員が少数の種目がある。(条件が整えば他校の合同部活動に参加できるシステムも検討。)
- ・移動における安全性の確保

## 6. 部活動数について

### (1) 部活動の指導を希望する教職員について

ア: 中学校教諭の希望者数 (※): 学校部活動改革検討に係るアンケート(令和4年12月実施)

アンケート(※)結果より346人。

回答率66.5%から試算すると、全体で約520人と推計。

対象	回答方法 ※Microsoft Formsを使用	回答数	対象数 (全数)	回答率
中学校教員	回答用URLを配布し、各自回答	912人	1,371人	66.5%
			中・教員	割合
①報酬が支払われて、専門種目が指導できるなら、指導をしたい		322	322	35.3%
②報酬が支払われるなら、専門種目が指導できなくても、指導をしたい		24	24	2.6%
③報酬が支払われても、指導したくない		566	566	62.1%
計		912	912	

$346人 \div 66.5\% \approx 520人$

346人

### イ: 小学校教諭の希望者数

アンケート(※)結果より204人。

回答率62.2%から試算すると、全体で約328人と推計。

対象	回答方法 ※Microsoft Formsを使用	回答数	対象数 (全数)	回答率
小学校教員	回答用URLを配布し、各自回答	1,567人	2,520人	62.2%
			小・教員	割合
①報酬が支払われて、専門種目が指導できるなら、指導をしたい		190	190	12.1%
②報酬が支払われるなら、専門種目が指導できなくても、指導をしたい		14	14	0.9%
③報酬が支払われても、指導したくない		1,363	1,363	87.0%
計		1,567	1,567	

$204人 \div 62.2\% \approx 328人$

204人

### ウ: 小・中学校の教諭の希望者数(ア+イ)

アンケート(※)結果より550人。

実数: 550人 ~ 推計: 約800人

回答率から試算すると、全体で約800人と推計。

### (2) 地域の指導者数について

- ・スポーツ振興課のスポーツリーダーバンクの登録者数: 100人弱(R4)
- ・「くまもと市文化協会」の登録者
- ・指導課の部活動指導員: 8人
- ・現在の部活動に配属されている外部指導者: 約100人
- ・市職員: 未定 (今後アンケート調査の実施予定)
- ・その他、退職教員、市内在住の他都市教員、県庁職員、大学生等の外部人材を発掘

⇒積極的に部活動に関わる地域人材を約800人と推計。

推計: 約800人

※教諭の希望者数と同数程度を見込んだ場合。

(3) 指導者の総数(見込み)について

550人(教諭の実数) ~ 約1,600人(教諭の推計800人 + 地域の推計800人)

(4) 設置可能な部活動数について

ア:指導者の総数が550人の場合

指導者の数		設置可能な部数 (総数/配置数)	令和4年度 部活動数	増減
常時1人体制	2人配置	275部	576部	▲301部
常時1人体制	3人配置	183部		▲393部
常時2人体制	3人配置	183部		▲393部
常時2人体制	4人配置	137部		▲439部

イ:指導者の総数が1,000人の場合

指導者の数		設置可能な部数 (総数/配置数)	令和4年度 部活動数	増減
常時1人体制	2人配置	500部	576部	▲76部
常時1人体制	3人配置	333部		▲243部
常時2人体制	3人配置	333部		▲243部
常時2人体制	4人配置	250部		▲326部

ウ:指導者の総数が1,600人の場合

指導者の数		設置可能な部数 (総数/配置数)	令和4年度 部活動数	増減
常時1人体制	2人配置	800部	576部	224部
常時1人体制	3人配置	533部		▲43部
常時2人体制	3人配置	533部		▲43部
常時2人体制	4人配置	400部		▲176部

## 7. 教師等への適正な対価の試算について

(1) 指導費の試算について(上記の指導者の数について常時2人体制で3人配置の場合)

※勤務時間を年735時間として試算。

(【例】A:2人×1,600円×735時間×183部)

ア:部活動数が183部の場合(指導者の総数が550人の場合)

番号	1時間当たり金額想定	試算額
A	部活動指導員報酬単価 1,600円	4.3億円
B	市職員平均単価 2,500円	6.7億円

イ:部活動数が333部の場合(指導者の総数が1,000人の場合)

番号	1時間当たり金額想定	試算額
C	部活動指導員報酬単価 1,600円	7.8億円
D	市職員平均単価 2,500円	12.2億円

ウ:部活動数が533部の場合(指導者の総数が1,600人の場合)

番号	1時間当たり金額想定	試算額
E	部活動指導員報酬単価 1,600円	12.5億円
F	市職員平均単価 2,500円	19.6億円

参考:休日の特殊勤務手当概算 0.9億円

※部活動指導員については、単独で大会等の引率もできるが、部活動指導補助員を設置し、複数体制で指導に当たることも考えられる。

(2)受益者負担の想定額について

年額(月額)(単位:円)

番号	R4 年度部費の平均	指導費	部費+指導費
A	【年額】25,861円 【月額】2,155円	33,710(2,809)	59,571(4,961)
B		52,672(4,389)	78,533(6,528)
C		61,342(5,111)	87,203(7,267)
D		95,847(7,987)	121,708(10,142)
E		98,184(8,182)	124,045(10,313)
F		153,412(12,784)	179,273(14,947)

※すべて令和4年度の部員数(12,768人)で試算。

部員数の増減に伴い部費・指導費も増減する。

【参考】

- ・183部のとき、1部あたりの部員数:69.7人
- ・333部のとき、1部あたりの部員数:38.3人
- ・533部のとき、1部あたりの部員数:23.9人
  
- ・R4 熊本市 1部活動当たりの参加人数:22.1人
- ・R4 全国 1運動部あたりの参加人数:16.4人

## 8. 参考資料

### ○熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例

#### (教員特殊業務手当)

第12条 教員特殊業務手当は、職務の級が1級、2級又は特2級である職員が次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると人事委員会が定める程度に及ぶときに支給する。

(4) 学校の管理下において行われる部活動〔正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。〕における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が勤務日〔勤務時間条例第5条に規定する勤務日をいう。〕の勤務時間の2分の1に相当する時間で人事委員会が定めるものに該当するものである日に行うもの

2 教員特殊業務手当の額は、次の各号に掲げる業務に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。

(4) 前項第4号の業務、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 従事した時間が引き続き3時間30分以上の場合 3,300円

イ 従事した時間が引き続き2時間以上3時間30分未満の場合 1,650円

### ○教育公務員特例法

#### (兼職及び他の事業等の従事)

第17条 教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員(以下「県費負担教職員」という。))については、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の教育委員会)において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

○「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について(通知)(令和3年2月17日文部科学省)

#### 5. 兼職兼業その他

##### (5) 部活動指導員との兼職兼業について

教師が自校の部活動指導員を兼ね、報酬を得ることについては、学校部活動として行う指導は校務分掌として教師が実施するものであるところ、こうした時間も含めて給特法により勤務時間の内外を包括的に評価して教職調整額が支給されていることを踏まえ、部活動指導員として報酬を得て勤務することが給与面で適切であるかどうかという点や、部活動指導員の業務が教師としての勤務時間と連続した形で同一の学校施設内で行われた場合、外形上、勤務の形態は全く変わっていないにもかかわらず、職務とそれに伴う職責が変わってしまい整理が困難であるという点等を踏まえ、このような兼職兼業は基本的に想定されていないところであり、十分慎重に判断することが必要であること。

また、教師が他校の部活動指導員を兼ね、報酬を得ることについても、当該教師にとって、本来在籍している学校における教師としての指導の充実よりも他校における部活動指導を優先すべき合理的な理由があるのかという点や、他校にとっても、その学校に在籍している教職員よりもその教師の方が部活動指導に適任であるとする合理的な理由があるのかという点等を踏まえ、このような兼職兼業は基本的に想定されていないところであり、十分慎重に判断することが必要であること。

#### ○熊本市立中学校部活動指導員設置要綱

##### (設置)

第1条 熊本市立中学校(以下「中学校」という。)の部活動について、教員の負担軽減と部活動の指導体制の充実を図るため、熊本市立中学校部活動指導員(以下「指導員」という。)を置く。

##### (身分及び所属)

第2条 指導員は学校教育法施行規則(昭和22年文部科学省令第11号)第78条の2に定める部活動指導員とし、その身分は地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員とする。

2 指導員の所属は、教育委員会事務局学校教育部指導課とする。

##### (任用)

第4条 指導員は、公募の上、次に掲げる要件を備えている者のうちから、選考により任用する。

- (1) 任用に係る職の職務の遂行に必要な知識及び技能を有していること。
- (2) 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しないこと。